全ての分会からの代議員の参加で第89回定期大会を成功させよう

6月23日（土）10時30分より　諫早市高城会館で開催

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者　馬場 隆
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

長崎高教組第89回定期大会が、6月23日(土)に諫早市高城会館で開催されます。本部執行部は今回の大会に別掲の議案を提案しており、今年度の運動方針や専従役員体制などについて討議する大会となります。大会は、長崎高教組の最高意思決定機関であり、各分会の代表が一堂に会する数少ない機会です。すべての分会からの代議員の参加で大会を成功させましょう。以下、今回の議案のポイントについて記載しますので、議案検討の参考にしてください。

「組織建設3カ年計画」の成果と教訓を確認し 組合員の純増をめざす方針を確立しよう

討議の中心となる、今年度の運動方針に関する2号議案では、まず、組織強化・拡大のとりくみについて、17年度のとりくみと、15～17年度の「組織建設3カ年計画」のとりくみの総括について記載しています（議案書2～3頁）。17年度のとりくみについては、過去10年間で最多の加入があったこと、その約半数が30代までの青年教職員だったことにふれて、若い人に積極的に声をかけた成果だと総括しています。また、40代の女性の加入も特徴的だったとして、粘り強く声かけをしていく意義を改めて強調しています。

昨年の第88回定期大会の様子

「組織建設3カ年計画」のとりくみについては、まず、数的な到達点として、「3カ年計画」の3年間とその前の3年間の加入者数を比較して、「確実に前進した」と総括しています。「3カ年計画」で重視した目標・対象に関しては、「青年部の復活」を最大の成果と記述し（「青年部の復活」の経過と到達点については9～10頁を参照してください）、「新採での加入者が増加していることも特筆すべき」としています。また、「『つながり』や『集まる』ことを大切にする」「総当たりを確実におこなう」「全教共済との連動」等のとりくみかたの点からの到達点と教訓も明らかにしています。

このような3年間のとりくみの成果と教訓を土台にして、改めて、50人の拡大を実現して純増をめざすための方針案を42～44頁に記載しています。

昨年度の運動の到達点を確認し 要求のさらなる前進をめざそう

17確定交渉を軸にした要求運動の到達点については、16～17頁に記載しています。多くの前進がありましたが、特に、部活動指導手当をはじめとする教員特殊業務手当の改善、子ども看護休暇の中学生までの拡大、臨時的任用の年休の「繰り越し」の実現、特別支援学校の臨時的任用職員の任用期間の延長が可能になったことなど、重要な前進がありますので、改めて確認しておいてください。

また、長時間労働の是正については、これまでの高教組のとりくみと「学校における働き方改革」の流れを背景にして、「受講生の負担軽減」を視点の一つとして明記した「経年研修の見直し」が行われ、初任研から15年経過研までの経年研修の日数縮減や報告・記録の様式の簡素化等の改善が実現しました（21頁に詳述）。

こうした到達点を確認し、未組合員にも情宣しながら、さらなる前進をめざして、職場から声を上げていくことが重要です。

第89回定期大会の議案

1号議案　2017年度決算承認に関する件
2号議案　2018年度運動方針決定に関する件
3号議案　2018年度組合会計予算に関する件
4号議案　選挙管理委員の選出に関する件
5号議案　個人情報保護方針（プライバシーポリシー）策定に関する件
6号議案　長崎高教組役員選挙規程及び専従役員の給与等に関する規定の改正に関する件
7号議案　大会スローガンの決定に関する件

今日の情勢について討議し 民主教育の確立と労働条件の改善をめざそう

今回の2号議案の「情勢の特徴」では、「子ども教育をめぐる情勢」に多くの頁を割きました（32～37頁）。それは、高校の学習指導要領の改訂、「高大接続」改革での「大学入学共通テスト」と「高校生のための学びの診断テスト」の具体化の進行、国と県の「第3期教育振興計画」（期間は今後5年間）の策定、21年度からの10年間を期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定、国による「運動部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」の発表、「通級指導教室」が始まった高校の特別支援教育など、高校教育に大きな影響を与える施策の策定などが一気に進んでいるためです。議案書でその内容を確認し、私たちの対応のしかたや必要な制度要求について意見を出し合いましょう。

また、「労働者・教職員の生活と権利をめぐる情勢」（38～41頁）では、安倍政権による「働き方改革」、中教審と文科省の「学校における働き方改革」の特質と問題点について記述するとともに、学校現場で関心の高い公務員の定年延長をめぐる情勢についても記述しています。定年延長問題については、議案書と一緒に各分会に送付した全教の第1次討議資料も参考にしながら議論を深めましょう。

議案書では、高教組としての定年延長に関する基本要求を45頁で提案しています。

2号議案以外では、例年にはない議案として、個人情報保護方針の策定（5号議案）と専従役員体制の一部変更にかかわる規程の改正（6号議案）があります。また、昨年度の決算と今年度の予算についての議案も例年とは違う内容になっていますので、議案書でご確認ください。

就職内定率は高かったが 面接時の不適切質問等の問題事例も多数

全教が高校生の就職内定実態調査の結果を発表

全教は5月16日、今春卒業した高校生の就職内定実態調査の結果を発表しました。この調査は24年前から日高教が実施し、現在は全教が引き継いでいるものです。今年の調査には、33都道府県の424校から回答があり、回答のあった学校の卒業生の合計は約7万人、そのうちの就職希望者は約2万2千人となっています。長崎からも12校から回答してもらいました。

調査結果では、卒業時の就職内定率の平均は97・3％で、調査開始以来2番目の高さでした。しかし、内定取り消しや面接時の不適切質問等の問題事例、性別や課程による差等の問題が報告されています。

内定取り消し5件 不適切質問約300件

内定取り消しについては、内定後に出され課題について一定の成果を出せず、4月からの雇用は不可能と告げられた等、全体で5件が報告されています。面接時の不適切質問等は296件も報告され、「母子家庭の生徒に、『父親は？』という質問があった」「本人の身体（持病の有無、身体的特徴等）についての質問があった」「家族の職業や宗教等について尋ねた企業があった」「彼女はいるか、結婚後も働くかなどの質問があった」等の事例があげられています。

定通制での不安定雇用での就職の多さ

パート・アルバイト契約社員、請負業などの不安定雇用での就職は255件（1・2％）報告されていますが、男子が0・8％に対して、女子が1・9％となっています。定時制・通信制を抜き出すと、男子が2・7％で女子が10・1％となっています。

※より詳しい内容は、全教のホームページの「新着情報」の5月24日付で確認することができます。

県内で協力していただいた12校に感謝いたします。

長崎県版の運動部の活動に関するガイドラインの策定委員会がスタート

…県教委が書記局に来局し概要等を説明

県教委は、5月28日、中学校と高校の運動部の活動のあり方についての、長崎県版のガイドラインを策定するための委員会「長崎県運動部活動のあり方に関するガイドライン(仮称)策定委員会」の第1回会合を開催しました。この会議については長崎新聞でも報道されましたが、高教組に対しては、翌日の29日に、事務局である体育保健課の小柳体育指導監らが書記局に来局し、委員会での協議の概要と今後のすすめ方について説明しました。

体育指導監は、今後3回ほど策定委員会で協議して、10月までにガイドラインを策定する予定であること、策定委員会が、市町の教育長や中高の校長会、PTA、高体連、高野連、スポーツドクターなどの代表で構成されていることを説明しました(委員名簿は別掲)。そして、ガイドライン策定の目的として、教職員の働き方改革の観点もあるが、生徒の健康の問題を中心に考えること、そのために、スポーツドクター等から医学的な観点での意見をだしてもらうという考え方を述べるとともに、地域にスポーツクラブなどがないところが多い等、長崎県の実情に合ったガイドラインにしたいと述べました。

策定委員会での協議の概要については、国が示したガイドラインが中学校を中心としたものだったことから、県版のガイドラインでも中学校については国に準じた内容で良いのではないかということになったこと、高校については、生徒の身体の成長の段階の違いや各学校ごとの状況の違いもあるので、具体的な検討が必要ということになり、そのために顧問と生徒及び保護者にアンケートを実施することになったと述べました。アンケートは、国が実施したものから、11～12項目を抜粋し、アンケート用紙を使うのではなく、顧問や生徒が、各学校のパソコンに回答を打ち込む形で実施する(保護者の回答は、生徒が聞いてきて生徒が打ち込む)としています。

こうした説明を受けて高教組は、部活動については、積極的に活動したい生徒や教職員がいる一方で、長時間の活動に苦痛を感じている生徒や教職員がいる問題をどう解決するかが大きな課題であること、長時間の活動を生み出している部活動の過熱化の背景を議論する必要があること、高校の場合は私学との関係をどうするのかという問題があることなどを指摘しました。

高教組は、今後も、ガイドライン策定委員会の協議についての情報を得ながら、随時、高教組としての意見を伝える予定です。

＜ガイドライン策定委員会の委員名簿＞

氏　名	所属団体・役職等
山内　正毅	長崎大学教育学部教授
遠藤　雅己	市教育長協議会委員(大村市教育長)
黒川　雅孝	町村教育長会副会長(佐々町教育長)
城山　昭雄	県校長会(長崎市立土井首中学校校長)
後藤　慶太	県高等学校校長協会(国見高校校長)
岡崎　天一	高体連理事長(長崎南教諭)
黒江　英樹	高野連理事長(長崎北陽台教諭)
原田　　誠	中体連理事長(長崎市立山里中教諭)
吉田　賢治	県体育協会課長
衛藤　正雄	県スポーツドクター協議会会長
大石　勝規	県アスレティックトレーナー連絡協議会会長
山本　道雄	県ＰＴＡ連合会副会長
飯島　祐二	県公立高校ＰＴＡ連合会理事

高校懇の中央行動

文科省・学生支援機構・全国高P連・全国知事会等に要請行動を展開

高校懇談会総会での はたの議員の国会報告

全教加盟の高校組織と、日教組加盟の一部の高校組織などが、上部組織の違いを超えて、高校にかかわる教育条件や労働条件の改善などの課題にとりくんでいる全国高校組織懇談会は、5月25日、総会と中央行動を行いました。31組織から86人が参集し、長崎からは3人が参加しました。以下は、参加した勝村執行委員からの報告です。

全国教育文化会館7階会議室では、主催者挨拶の後、はたの君枝衆議院議員より「働き方改革一括法案の衆議院厚生労働委員会で強行採決を阻止しようとする野党と与党のせめぎ合いの緊迫した様子など、国会の情勢等の報告がありました。

その後、17年度活動経過・総括、17年度会計決算・監査報告、18年度活動方針、予算案の4つの協議題が提案され、質疑討論の後、満場一致で採択されました。

続いて5・25中央行動意思統一集会が開かれました。長野・高知・埼玉の各教組から、各県の状況や強引な「高校再編」の実態、給付型奨学金の拡充と高校教員の事務負担軽減の問題などについて報告があり運動の交流が行われました。

午後は、①高校教育課題の前進、②安倍9条改憲に反対し憲法を守り生かす政策の実現、③高校組織の一致する要求で職場の違いを超えた連帯と協同を目的として中央行動に取り組みました。文部科学省、防衛省、厚生労働省、日本学生支援機構、全国高等学校PTA連合会、全国高等学校校長会、全国知事会、労働者福祉中央協議会、日本商工会議所への要請行動と衆議院文部科学委員・参議院文教科学委員60人への要請行動を分担して行いました。

要請行動では、各団体や議員へそれぞれに要請項目を示しながら交渉しました。長崎から参加した3人は文部科学省要請と参議院議員への要請行動に参加しました。

すべての要請行動が終了した後、集約集会において情報を交換し、あらためて子どもたちのために何が必要なのか、何ができるのかを考えました。

＜高校新学習指導要領学習会報告　最終回＞

最終回は新科目「公共」について、全国民主主義教育研究会の桑山俊昭さんの報告をまとめました。

1．マスメディアの報道

2018年2月15、16日の各社(毎日、朝日、読売、産経、日経)の社説では、「18歳選挙権の導入に伴い、主権者教育を担う科目」として大きく取り上げ、全体として積極的・肯定的な評価をしている。

2．「公共」誕生の経緯

起源は2010年の自民党の文部科学部会のプロジェクトチームが「道徳教育」の強化を提言し、新科目「公共」での想定する学習内容に、結婚や家庭、結婚や離婚、防犯や防災、職業選択等を盛り込むことを提言したこと。ここに18歳選挙権実現の情勢の中で「主権者教育」(実際には「有権者教育」「社会参画教育」)を意識した性格が加わった。

①「現代社会」に代わる必履修科目としての性格から、「現代社会」の内容の一部も包括しながら、高校公民科の基礎科目としての性格をもたざるを得なかった。

②高校での道徳教育強化のために「公共」をその中核科目に位置づける意図は生きているが、道徳教育の性格はしだいに後景に退く結果になった。

③「公共」イコール主権者教育を担う科目という幻想をもたらしたのは、18歳選挙権実現の時期と新科目登場の時期が重なったことに大きな要因がある。

3．危惧される内容

※「主権者」という言葉は一言もない。

※「公共的な空間を作る私たち」「公共的な空間における人間としてのあり方生き方」が通底している。

※日本国憲法を正面から全面的に学ぶ場面が喪失している。特に立憲主義、国民主権、基本的人権、平和主義、権力分立の学習の欠落。ここが最大の問題点の一つ。

※中教審答申段階で例示されていた討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、インターンシップの事前・事後の学習などが、完全に消えている。

※高校における道徳教育の中核なす科目と位置づけられている。

※「自国を愛する」目標がかかげられている。

※「義務」を重視する記述となっている。

4．「公共」のみ必修の問題点

① 18歳選挙権時代の政治教育充実の社会的要請に逆行していること。

② 日本国憲法や政治、経済のしくみ、国際関係の基本を学ばない生徒(主権種として的確な政治判断ができない)を大量に生み出す恐れがあること。

③ 憲法の学習がないがしろにされ、基本的人権より国家への貢献が優先されかねないこと。